

質問・回答

No.	ページ	項目名	質問	回答
1	(1) 募集要項3 (2) 仕様書1 (3) 仕様書8 (4) 様式集16-18	(1) 7 人員の配置 (2) 5 運営体制 (3) 11 人員の配置 (4) 様式14	専門職の人員について、公募の折に提出する者と、正式に業務開始する時の者とは、異なってもよいか。	原則は、同一人物を想定しているが、人事異動などにより変わることはありうる。 なお、管理者となる者は、居宅介護支援事業所の届出の関係で、2月中には決めてもらうことになる。
2	(1) 募集要項3 (2) 仕様書9-10 (3) 様式集11	(1) 9 運営財源等(2) (2) 14 運営財源等(3) 15 委託料の請求・支払い (3) 様式9	①指定介護予防支援事業にかかる介護予防サービス計画費と介護予防ケアマネジメント費の昨年度の実績を確認したい。 ②また、これらを委託する場合は、委託先と、どのように費用を分けたらいいのか。	①介護予防サービス計画費について、件数は、1,100件から1,200件、金額は500万円前後 介護予防ケアマネジメント費について件数は、900件から950件、金額は350から400万円となっている。これらは、基準となる件数と額であるため、初回加算や委託連携加算が加わる。 ②委託する場合の費用負担は、委託先にプラン料をそのまま支出することや、委託連携加算の半分を支出することが想定されるが、法人独自に設定することを妨げるものではない。